

問題1)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 税効果会計とは、税引前当期純利益と法人税等とを合理的に期間対応させるために、法人税等を適切に期間配分する会計処理手続を指す。企業会計上の利益と法人税法上の課税所得とが相違する場合、その差異の要因となる損益項目が将来的に解消されるものを一時差異と呼び、その差異に対し法定実効税率を乗じて法人税等の額を調整する。
- ② 棚卸資産評価損、債権貸倒損失、営業権減損、未払事業税、退職給付引当金繰入等は将来減算一時差異であり、この差異に対して繰延税金資産を計上して法人税等の額を減額調整する。また、税務上の繰越欠損金が発生した場合、将来減算一時差異と同様の税効果を有するので、繰延税金資産を計上することができる。ただし、将来課税所得が発生し、繰延税金資産の回収可能性が乏しいときは、その状況に応じて繰延税金資産の計上額を調整しなければならない。
- ③ 差異の中には、税務上損金とならない交際費、寄付金、罰科金等や、税務上益金とならない受取配当金等があり、これらはその差異が永久に解消されないことから「永久差異」と言う。永久差異は、将来的に税務上との差異が解消されないので、税効果会計の対象とはならない。永久差異は、法定実行税率と税効果適用後の法人税等の負担率の差異の原因の一つである。
- ④ 法定実行税率の算定は、税効果会計の対象となる税金に基づいて計算する。すなわち、会社が負担する各種税金のうち、「利益」に関連する金額を課税標準（課税の対象）とする税金であり、具体的には法人税、住民税（うち法人税割部分）、事業税（うち所得割部分）および地方法人特別税である。
- ⑤ 「中小企業の会計に関する指針」（中小企業の会計に関する指針作成検討委員会公表）において、非上場の中小企業であっても計算書類の作成に当たり税効果会計を適用することを推奨している。特に会計参与設置会社である場合、企業会計基準と同様に適用義務があるので注意が必要である。

問題2)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 貸借対照表とは、ある一時点での企業の財政状態、すなわち資金の運用状態と調達源泉の状況を明らかにする決算表であり、運用状態は資産の部、調達源泉は負債の部と純資産の部で表わされる。ただし、正規の簿記の原則に従い、企業が保有するすべての資産や負債が記載されているとは限らない。
- ② 貸借対照表の資産の部及び負債の部は、それぞれ流動または固定に分類される。流動・固定の区分の基準は貸借対照表の基準日時点から一年以内に期限が到来するかどうかである。そのため、プラント建設や高速道路工事など完成まで3年かかるような仕掛工事や、通常の営業慣行として決済期日が1年を超えるような売上債権や仕入債務などは、固定資産又は固定負債に分類しなければならない。
- ③ 貸借対照表に計上される資産は全て換金価値を表しているとは限らない。特に、再建局面にあるような企業や合併・買収等で売却が検討されている企業などでは、個々の資産について市場価値を求めるとともに、特許、ノウハウ、商標、ブランド等の知的財産権、営業権、暖簾などの超過収益力など、企業価値の算定の中で留意する必要がある。
- ④ 貸借対照表は、ある一時点における資産または負債の在高を表すことから、ストック情報として位置付けられる。そのため、一定期間における変動状況を分析するには、複数時点の貸借対照表を比較したり、損益計算書及びキャッシュフロー計算書によって情報を補完することになる。
- ⑤ 貸借対照表の負債の部に計上されている負債には、大きく分けて法律上の債務と会計的負債がある。法律上の債務には、支払金額と支払期日が確定している確定債務と、必ずしも確定していないが特定の条件が満たされた時に確定する未確定債務（例えば、退職給付引当金）に分けられる。会計的負債とは、債務性を有するものではないが、将来資産の減少又は費用の負担を伴う経済的損失に対し、当期の負担分を負債として計上するものであり、代表例として特別修繕引当金がある。

問題3)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 企業会計原則上、すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、売上高については、「実現主義の原則」に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。未実現収益は当期の損益計算に計上してはならないとされている。
- ② 企業会計原則上、前払費用及び前受収益は、これを当期の損益計算から除去し、未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に計上しなければならないとされているが、これは一般的に「保守主義の原則」と呼ばれる原則によるものである。
- ③ 企業会計原則上、建設業、プラント業、ソフトウェア業など長期の請負工事契約については、毎決算期末において工事進捗度を合理的に見積もり、これに応じて工事収益及び工事原価を算定して、每期損益計算書に計上しなければならない。これを「工事進行基準」と呼び、実現主義の原則の例外である。
- ④ 企業会計原則上、費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならないとされており、これは一般に「総額主義の原則」と呼ばれている。
- ⑤ 企業会計原則上、費用及び収益は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない。これは一般に「費用収益対応表示の原則」と呼ばれている。

問題4)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① キャッシュフロー計算書とは、一定期間における資金の流入・流出の状況を営業活動、投資活動、財務活動の3つの活動区分別に表示したものである。特に営業活動によるキャッシュフローは、主に企業の事業収支を源泉とするキャッシュフローを表しており、これがマイナスの場合は事業損益が赤字であることを表している。
- ② 営業活動によるキャッシュフローの表示方法は、直接法と間接法がある。直接法は、実際の資金収支を主要な取引ごとに集計し表示する方法であり、間接法は、税引前当期純利益をベースに非資金性費用、流動資産・負債の増減を加減し表示する方法である。間接法は直接法より簡便的に作成できる一方で、キャッシュフローの構成項目を詳細に把握することは出来ない。
- ③ 投資活動によるキャッシュフローの表示方法は直接法で、主な項目として、営業活動以外の全ての資産に関わる資金の増減を表す。主に事業用固定資産の取得、関係会社出資、有価証券投資、貸付金融資などがある。なお、受取配当・利息収入を営業活動キャッシュフロー区分から振替えて、投資活動キャッシュフローに計上することもある。
- ④ 財務活動によるキャッシュフローの表示方法は直接法で、営業活動以外の負債と純資産に関わる全ての資金の増減を表す。主に、借入金による調達・返済、社債の発行・償還、新株式の発行や自己株式の取得、配当金の支払などがある。
- ⑤ 営業活動によるキャッシュフローがマイナスとなる期が複数期続いている企業は、事業により資金が流失しており、倒産の危険性があると言える。逆に、キャッシュフローがプラスであっても、財務活動によるキャッシュフローのマイナスがそれを超える企業はいわゆる「黒字倒産」となることがある。過大投資を行ったために、過剰債務による返済過大により破綻する事例である。

問題5)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 粉飾決算とは、外部への財務情報提供の際、取引や事実の隠蔽や架空資産計上を通して経営成績や財政状態についての実態をよりよく見せかけた財務諸表を作成することをいう。粉飾決算は、業績が悪化した企業が経営破綻や上場廃止を免れるなどのために実行されることが多い。
- ② 流動資産は、貸借対照表中で最も粉飾決算の材料として使われやすいという点を問題視しておかなければならない。特に「架空売上」や「架空在庫」を計上する不正行為がありえる。架空売上の検証のため、顧客からの発注書、在庫の出荷記録、顧客からの物品受領証、請求書控など調査する。また、架空在庫の検証のためには、決算期末日に実地棚卸作業に立会うことが極めて効果的である。
- ③ 売上や原価、経費に季節変動が見られる場合には注意が必要である。特に、決算月や特定の月に他の月と大幅に異なる計数がある場合には、財務分析を慎重に行う必要がある。いかなる業種であっても、健全な企業においては売上や原価、経費に季節変動が少ないことを認識し、大きな変動が見られる場合には、何らかの粉飾決算が行われていることをまず疑うべきである。
- ④ 粉飾決算のほか、財務諸表が企業の財政状態や経営成績を適切に表示されない理由として、税務重視の会計慣行もあげられる。非上場企業など公認会計士の監査が強制されない限り、会社法の規定はあるものの会社法違反で処罰を受けることは通常は少なく、決算に関して強制力を有するのは税務申告の局面ぐらいである。しかし、税務上のルールと会計上のルールには異なる面が多いことから、税務上損金に算入される費用以外は比較的安易に収益または費用を調整して決算を行う背景がある。
- ⑤ 粉飾決算のほか、財務諸表が企業の財政状態や経営成績を適切に表示されない理由として、決算担当者の能力上の問題や手間と負担の問題がある。近年の国際会計基準の導入が進み会計基準は年々複雑になっている。しかし、中小企業においてはそれらの会計知識を有する従業員を確保できない場合も多く、非意図的に間違えた処理が行われてしまう可能性がある。なお、これを担保する制度として、中小企業向け会計基準の設定や、会社法上の会計参与制度などがある。

問題6)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 人材、技術、技能、知的財産（特許権・ブランド等）、組織力、経営理念、顧客とのネットワークなど、財務諸表には表れてこない目に見えにくい経営資源の総称として「知的資産」の考え方がある。そしてこの知的資産を、企業における競争力の源泉ととらえ、自社の強みとしてしっかりと把握しそれを活用することで業績の向上に結び付ける経営の事を「知的資産経営」と呼ぶことがある。
- ② 知的資産は基本的に定性的なものであるが、知的資産経営の実行の過程における進捗度合を示す客観的な指標としてK P I（Key Performance Indicators～重要業績評価指数）を、また知的資産経営を実行した結果（取り組みの成果）を数値化した指標としてK G I（Key Goal Indicator～重要目標達成指標）を設定することにより、ある程度の可視化や定量化が可能である。
- ③ 知的資産の分類の考え方の一つに、会社の構成員個人（社長・従業員）に付随するいわゆる「人的資産～human assets」がある。そして、人的資産のKPIとしては、社内外技能試験合格者数（合格率）、研修受講数（売上高研修費用比率）、従業員定着率、女性社員（管理職）登用数（比率）などがあるが、中には他の知的資産とクロスオーバーするものもある。
- ④ 知的資産の分類の考え方の一つに、組織や仕組に付随するいわゆる「構造資産～structural assets」がある。そして構造資産のK P Iとしては、新製品開発数（開発P J数）、生産リードタイム（短縮日数）、商品在庫回転月数（短縮月数）、生産改善提案件数と採用数（率）、新製品売上寄与率、知的財産（特許権・ブランド等）保有数（出願・登録件数）などがあるが、中には他の知的資産とクロスオーバーするものもある。
- ⑤ 知的資産の分類の考え方の一つに、組織外とのつながりに関係するいわゆる「関係資産～relational assets」がある。そして関係資産のK P Iとしては、固定長期適合率、継続受注数（継続受注率）、協力会社数（協力会発注率）、共同開発先数（着手件数）、購入（利用）リピート率、ポイントカード会員数などがあるが、中には他の知的資産とクロスオーバーするものもある。

問題7)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 売上あるいは売上総利益の増減分析を行うためには、商品毎に売上あるいは売上原価について、数量と単価の各要素に分けて変動要因の確認を行い、当該企業の売上の変動要因が何であるか、売上原価の変動によりどの程度の影響を受けるのかを明らかにする。
- ② 一般に、売上総利益率が高い企業は、製品の差別化による高価格政策を取れるブランド構築に成功している企業、参入障壁の低い企業、流通における独占的な強みがある企業などに分類される。ただし、売上総利益率は業種により事業の利益構造が違うので、異業種間での比較を行ってもあまり意味はない。
- ③ 売上総利益から一般管理費を差し引いたものが営業利益であるので、売上総利益以上に一般管理費を使わなければ必ず利益が出せることを意味する。よって一刻も早く利益体質を確立しなければならない再生企業においては、売上総利益の実現可能額を把握することが重要である。
- ④ 多品目を取り扱う企業は、一般に全品目の売上総利益率を個別に分析することが困難ではあるが、再生計画作成の段階において、取扱い製品ごとの売上総利益率の検討は重要なプロセスである。売上総利益率の高い製品を極力多く販売することが、目標利益確保の一助となる。
- ⑤ 売上原価に製造原価的要素が全くない小売業の場合、個々の商品のいわゆる値入率（＝（販売単価－仕入単価）÷販売単価）が主要な利益指標となり、原価に固定費的な要素のある製造業に比べて売上総利益の予測はしやすい。

問題8)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 棚卸資産は販売されることによりはじめて会社に利益をもたらすが、仕入から販売されるまでの貸借対照表に資産として計上されている期間は利益獲得に貢献しない上に、その購入に充てた資金が商品というモノに形が変わって倉庫等に滞留していることを意味する。
- ② 貸借対照表に計上されている棚卸資産の増加は、キャッシュフロー計算書の営業収支のキャッシュの減少として調整が必要となる。逆に、前期から繰り越されてきた棚卸資産が当期に販売された場合には、前期末の在庫が販売されて資金化されたことを意味するため、キャッシュフロー計算書の営業収支のキャッシュの増加として調整する。
- ③ 棚卸資産の適正な在庫量は経営上必要な運転資本であり、これに売掛金と買掛金の差額を加えたものは経常運転資金と認識され、企業活動を続ける上で不可避免的に発生する。ただし、棚卸資産が異常に長期間にわたり在庫となっている場合には、販売不振の不良在庫と成り、営業収支はもちろん、在庫評価損が発生するなど悪影響を及ぼしかねない。
- ④ 不良在庫の発生防止策のほか、在庫管理業務の標準化・自動化や受注出荷サイクルの短縮などによるリードタイムの短縮化も在庫削減の方法として取ることができ、また、業務の効率化は在庫管理経費そのものの削減に寄与することも多いことから、二重の意味で営業収支の改善に有効な手段となる。
- ⑤ 棚卸資産の評価方法として、過去において原価法と低価法の選択適用が認められていたが、国際会計基準の導入を契機として、企業会計基準の変更により低価法が強制適用されることとなった。この変更は企業会計における損益とキャッシュフローに少なからぬ影響を及ぼすこととなった。

問題9)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① フリーキャッシュフローは、一般的に「営業キャッシュフローから、法人税と事業維持のためのキャッシュフローを差し引いた、企業が自由に使えるキャッシュフロー」と定義されることが多いが、「事業維持のためのキャッシュフロー」をどこまで含めるかにより、いくつかの定義と考え方が存在する。
- ② フリーキャッシュフローは、事業への投資を差し引いたネットとしての事業の健全性・収益性を表しており、営業キャッシュフローがプラスでも事業に過大な投資をしていると、フリーキャッシュフローはマイナスの場合もある。そしてこれは、全体の資金収支を財務収支によって穴埋めしていることを意味しており、会計・財務的には極めてネガティブな状況ととらえ注視する必要がある。
- ③ 「事業維持のためのキャッシュフロー」を投融資への投資を含めた、本業（事業+投融資）全体の投資キャッシュフローとする考えた場合、企業としての投資キャッシュフロー全体を引いているため、営業キャッシュフローを本業からの回収と定義した場合は、いわば株主に帰属するフリーキャッシュフローの概念に近くなる。
- ④ 「事業維持のためのキャッシュフロー」を事業のための設備投資のキャッシュフローとする考えた場合、事業への設備等投資額全体を引いており、営業活動全体の結果が生み出すパフォーマンスを把握しやすく、事業部分に帰属するフリーキャッシュフローの概念に近くなる。
- ⑤ 「事業維持のためのキャッシュフロー」を既存活動維持のために限った設備投資のキャッシュフローとする考えた場合、既存事業維持のためだけの設備投資のキャッシュフローを引いているため、新規投資せず、既存事業を継続していくときの営業活動の安全性が把握しやすく、既存事業に帰属するフリーキャッシュフローの概念になる。

問題10)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 退職給付引当金とは、将来、従業員の退職時に必要となる支払債務に備えるために、あらかじめ引当計上したものである。人事・労務デューデリジェンスにおいても把握される項目であるが財務デューデリジェンスにおいても将来の支払いが見込まれるため、その金額と支払い時期について調査する。
- ② 退職給付債務は、企業の就業規則等の定めに基づく退職給付制度で退職一時金、厚生年金基金及び確定給付企業年金の退職給付制度を採用している会社にあつては、従業員との関係で法的債務を負っていることになるため、退職給付引当金の計上が必要となることが一般的である。
- ③ 退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想残存勤務期間に基づいて割引計算した退職給付債務に、未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付債務に係る引当金として負債の部に計上する。
- ④ 退職一時金制度の場合、退職給付に係る期末自己都合要支給額をもって退職給付債務とすることは、会社が自ら計算することができる方法である。確定給付型の企業年金制度であっても、通常、支給実績として従業員が退職時に一時金を選択することが多い。この場合には、退職一時金制度と同様に退職給付債務を計算することができる。
- ⑤ 会社が定める退職金規程がなく、また、労働組合等との間で退職金の支払に関する合意が存在しない場合には、退職給付債務の引当計上は不要である。したがって、過去10年以上の勤務した退職者に対して恒常的に退職金を支給してきた実績があり、非公式ではあるがその支給額計算方法を記載した人事担当者の資料が存在するとしても、退職給付引当金を計上することはできない。

問題11)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 財務デューデリジェンス・レビューでは、清算バランスシートのレビューが行われる。清算バランスシートとは対象企業の清算を前提として作成されるものである。実態バランスシートは対象企業が継続することを前提としているのに対し、清算バランスシートは事業を停止して破産し、資産を早期に換金する場合の価値であるため、実態バランスシートの資産額より低い評価となるのが一般的である。
- ② 再生対象企業が再生手続を行う際、財産評定を求められることとなる。財産評定は原則として処分可能価額として評定されるものである。財産評定の結果に基づき、債権者にとっての経済合理性を考慮した上で、再生計画認可の判断が行われるため、予め財務デューデリジェンスの段階で、清算バランスシートと実態バランスシートのレビューを行っておくことが必要となる。
- ③ 少数派の債権者にとって対象企業が清算したほうが経済合理的である場合でも、多数派の債権者の賛同により再生計画案が債権者集会で可決していれば、裁判所における再生計画認可の決定が行われることが一般的である。したがって、財務デューデリジェンス・レビューの際は、多数派の債権者の経済合理性に重点をおいて、対象企業の事業継続の是非を検討することとなる。
- ④ 財務デューデリジェンスでは、清算バランスシートの作成に加えて、清算配当見込の試算も行う。清算バランスシートの資産のうち、負債の担保となっている資産及び相殺資産をそれぞれ担保権者への配当分とし、租税債権や労働債権などの優先債権に相当する資産などを控除した後、残りの資産があれば、無担保債権分の配当率を求め、最終的な清算配当見込額を試算する。
- ⑤ 事業再生計画の作成に当り、金融機関に債権放棄やD E S (Debt-Equity-Swap)などの支援を要請する場合は、清算配当見込なども踏まえ、金融機関にとって経済合理性があるかどうかという観点から検討する必要がある。

問題12)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① EBITとは、Earnings before Interest and Taxes の略であり、利息税金控除前利益のことであるが、営業利益で代用される場合もある。EBITのほかEBITDAという指標もよく使われるが、これはEBITに減価償却費やのれんなどの償却費を加算したもので、営業キャッシュフローに相当する。
- ② EBITDAは、企業が本業でキャッシュフローを獲得する力と考えることができる。EBITDAは借入金返済及び利息の支払や新規投資の原資となることから、再建計画における借入金の総額や投資計画とのバランスが重要である。
- ③ 一般に、再生局面においては、DCF法やEBITDAマルチプル法により算出された債務負担能力を金融支援額の最大値としながら、時価純資産法により求めた実態債務超過額を加味することで金融支援額の妥当性の検討が行われる。これは、対象企業の収益力回復のシナリオを加味した上で、必要最低限の金融支援額を準備すればよいという考えに基づいている。
- ④ 再生対象企業の企業価値を評価する主な方法として、(1)財務デューデリジェンスにおいて作成した実態バランスシートに基づき、コストアプローチにより企業価値をはかる時価純資産法、(2)事業再生計画において策定した将来の損益計算書に基づきインカムアプローチにより企業価値をはかるDCF法、EBITDAマルチプル法などがある。
- ⑤ 総資本利益率（ROA）は総資産に占める利益の割合を表す指標で投下資金の利益効率を表していて、利益を総資本で除すことによって求められる。分子の利益は分析の目的により、営業利益、経常利益、当期純利益やEBITDAが用いられる。利益の代わりにフリーキャッシュフローを用いた分析が行われる場合もある。

問題13)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 事業再生にとってキャッシュ管理は最も重要で注意を要する事項の一つであり、運転資金を適切に管理することが事業再生の第一歩といえる。運転資金の概念には、運転資金を流動資産とするもの、流動資産から流動負債を差し引いたとするものなど様々あるが、その時々で使い分けられていることに留意する。
- ② 運転資金の管理では営業循環期間が重要性を持つ。調達した資金が棚卸資産や製造等の過程を経て顧客に販売され、再び資金として回収されるまでの期間が営業循環期間であり、これが長期に渡る場合には必要な運転資金は多額となる。必要以上の在庫期間や回収期間の長い営業債権を抱えている場合には、運転資金が過剰にならないようにする必要がある。
- ③ 現金回収のマネジメント手法には売掛金債権譲渡、受取手形割引等オーソドックスな手法や、近年ではABL (Asset back Loan)による運転資金調達手段も普及しつつあるが、いずれの方法でも割引料や手数料等の費用が発生する。業界の慣行を勘案すべきであるが、個別に取引先と交渉し現金販売を導入する方が良い場合もある。
- ④ 支払のマネジメントでは、一般論としては重要な仕入先には条件通りの支払いを行いつつも、重要でない特定仕入先に対しては支払条件の交渉を行い、少しでも有利な支払条件にすることが考えられる。新たな担保を差し出すことで期日延期の了承を得ることもあるが、極端な条件変更は与信管理上の疑義を生じさせる場合もあるので慎重に行う必要がある。
- ⑤ 現在の会計制度では発生主義に基づいた会計処理が行われているため、収益や費用は必ずしも現金収支と一致しない。そのため、発生主義に基づいた会計処理を実現主義に組み替えるのが資金繰表の考え方であり、収入と支出を各項目別に分類し、月毎または日毎に現金残高等を詳細に把握し短期の財務計画の立案に役立てる。

問題14)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 現金販売を行なっている企業では売上債権の回収リスクは僅少だが、信用取引を行なっている企業では、売上債権の回収リスクが莫大であるため、当該信用リスクを適切にマネジメントする必要がある。
- ② 信用取引での販売活動のリスクマネジメントのひとつに販売条件の設定がある。たとえば、信用調査を行い一定の信用があると判断された場合にのみ取引を開始する。継続取引先でも定期的に信用調査を行い、一回の販売金額や数量等に上限を設けるなど販売条件設定することで過剰の与信を与えないように配慮する。
- ③ 与信管理では、一般に営業担当者に与信管理を任せると与信管理にとって有用な情報を収集することができない場合が多いため、与信管理専門の担当を設けて個別の取引先を定期的に管理させるべきである。
- ④ 与信管理のために社内規定で一定の基準を設けることがある。与信管理担当者に対して役職者へ個別取引先の信用状態を定期的に報告させると共に、異常が発生した場合にはそれに応じて与信限度の減額や支払期間を短縮することで、与信リスクを管理している。
- ⑤ 与信管理のため、社内規定を構築しても適切に運営されているとは限らない。そのため、自社の業務特性に起因する与信リスクの所在や種類、影響度を勘案して、適切な審査体制を設けることでチェック機能を確立し与信管理の品質を担保する。

問題15)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 事業再生ファンドとは、特に事業再生支援を目的として破綻懸念先や実質破綻先の企業に資金を提供して、事業再生を果たし、債権、株式等を転売することによって利益を得るファンドを指す。エクイティ型の投資スキームでは対象企業の株式を取得して事業再生を行い、再生後に株式を売却（上場を含む）して利益を得る。デット型の投資スキームでは負債を買い取り、債権放棄などによって正常化させリファイナンス等によって回収し利益を得る。
- ② ファンドを利用すると、デューデリジェンスが行われ、場合によっては第三者の目にさらされた上で再生計画を策定することになり、かなり踏み込んだリストラクチャリングを断行せざるを得なくなる。しかし、徹底したリストラクチャリングは債務者だけでなく、債権者にとっても損失の確定や地域での評判の低下などを招く恐れがある。
- ③ バイアウトファンドの資金は機関投資家や金融機関等から集めたものであり、再生企業に長期的に投資しておく性格のものではないため、かつては長い期間を要した会社更生手続きも、バイアウトファンドが主導して進める案件では、更生債務を早期に一括弁済したり、繰上げ弁済をして更生手続きを早期に終了させるケースが多い。
- ④ 地域企業再生ファンドは、地域の経済活力について大きな役割を果たす中小企業に対して中長期的に投資し、主にデット処理型で、過剰債務を時価で買い取り、2、3年をかけてリストラクチャリングを推進し正常先に戻す。再生完了まで継続的に支援していくというコンセプトのもとで投資による支援を行なっていることが多い。
- ⑤ 再建企業の事業のうち、継続可能性のある事業のみを切り離して再生ファンドに売却し、旧再建企業はその売却代金で一括弁済を行なって、残債とともに清算してしまうスキームがある。このスキームでは通常事業譲渡を利用することが多いが、それは許認可が事業に不可欠な業種において手続きの煩雑さを解消するためと、簿外債務などの旧会社に関わる将来的なリスクから完全に遮断されるメリットのためと考えられる。

問題16)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 将来の業績についての正確な予測は極めて重要であるが、長期間のキャッシュフローを見積もった場合、先になればなるほど不確実性が高まる。そのため、一般的には、一定期間以降はキャッシュフローを生み出さないもの、企業価値がないものとして見積り計算を行う。
- ② 収益還元法は、当該企業が将来にわたり獲得すると見込まれる価値を企業価値算出の基礎とする方法である。将来獲得する価値を利益とする方法とキャッシュフローとする方法があるが、いずれの方法をとっても将来の価値を現在の価値に計算しなおすところに特徴がある。したがって、将来のキャッシュフローをどう予測し、割引率をどう決定するのかが極めて重要であり、かつ永遠の課題となる。
- ③ 企業価値をDCF法で算定する場合は、各年度のネットキャッシュインフローの算定が重要であるが、ネットキャッシュインフローの予測は再建計画そのものとも言える。損益計画・財務計画や設備投資計画を、現時点における可能な限りの合理的な予測に基づき算定する必要がある。
- ④ 適切に将来のキャッシュフローを予測するためには、過去の実績を詳細に把握、分析することが重要であり、単に過去の金額を並べるだけでなく、増加・減少の要因やキャッシュフローに影響を与える要素とその影響度などについて、できるだけ細かく分析しなくてはならない。
- ⑤ 売上高と変動費の算定には、販売数量と販売単価を予測するとともに、商品群及びサービスごとの変動コストを計算し、販売数量のみに比例するコストと売上高そのものに比例するコストなど、取引契約の内容等も十分に吟味して推量する必要がある。

問題17)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① デット・デット・スワップ (DDS)とは、金融機関が企業の財務状況等を判断するにあたって、負債ではなく、「十分な資本的性質が認められる借入金」のことであり、再生局面にある企業においては、債権放棄に代替する金融支援方法として活用することが期待されている。
- ② 例えば、地域事情や風評リスクを考慮すると債権放棄ができない金融機関が、放棄に代替して資本性借入金へ転換するケースや、返済に超長期間要する借入金の一部を資本性借入金へ転換するケースなどが活用方法として考えられる。
- ③ 「十分な資本的性質が認められる借入金」の償還条件については、資本に準じて、原則として、「長期間償還不要な状態」であることが必要である。具体的には、契約時における償還期間が5年を超えるものであることが必要であり、金融機関の自己資本として算入できる期限付劣後債務についても、同様の取扱いとなっている。
- ④ 「十分な資本的性質が認められる借入金」の金利設定については、資本に準じて、原則として、「配当可能利益に応じた金利設定」であることが必要である。具体的には、業績連動型が原則であり、赤字の場合には利子負担がほとんど生じないことが必要となるが、その場合、株式の株主管理コストに準じた事務コスト相当の金利であれば良いとされている。
- ⑤ 「十分な資本的性質が認められる借入金」として取り扱われるためには、原則として、「法的破綻時の公平性」が確保されていることが必要である。ただし、既存の担保付借入金から転換する場合などのように、担保解除を行うことが事実上困難である場合などには特例がある。

問題18)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 確定申告書を提出する法人の各事業年度開始の日前一定年度以内に開始した事業年度で青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額は、その各事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入される。ただしその繰越期間には一定の年限がある。
- ② 欠損金の繰越控除をする法人は、欠損金額が生じた事業年度において青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後の各事業年度について連続して確定申告書を提出している法人である。ただし欠損金額が生じた事業年度において青色申告書である確定申告書を提出していても、その後の事業年度について提出した確定申告書が白色申告書であった場合には繰越控除の規定は適用されない。
- ③ 青色申告書である確定申告書を提出する事業年度に欠損金額が生じた場合、その欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻して法人税額の還付を請求できる。
- ④ この法人税額の還付請求は、解散、事業の全部の譲渡、会社更生法等の規定による更生手続の開始など一定の事実が生じた場合で、解散等の事実が生じた日前1年以内に終了した事業年度又は解散等の事実が生じた日の属する事業年度において生じた欠損金額に対しても適用が認められる。
- ⑤ 繰越控除される欠損金額は、各事業年度開始の日前一定年限以内に開始した事業年度において生じた欠損金額である。ただし、この欠損金額からは、この繰越控除の規定の適用を受けようとする事業年度前の各事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入された欠損金額及び欠損金の繰戻しによる還付の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった欠損金額は除かれる。

問題19)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 中小企業再生支援協議会（支援協議会）による再生計画策定手順（策定手順）においては、支援対象債務者となり得る企業は、1)過剰債務を主因として経営困難な状況に陥っており、自力による再生が困難であること。2)再生の対象となる事業に収益性や将来性があるなど事業価値があり、関係者の支援により再生の可能性があること。3)法的整理を申し立てることにより債務者の信用力が低下し、事業価値が著しく毀損するなど、再生に支障が生じるおそれがあること。4)法的整理の手続きによるよりも多い回収を得られる見込みがあるなど、債権者にとっても経済合理性があること。の全ての要件を備える中小企業者であるとされている。
- ② 策定手順においては、支援協議会の支援業務責任者は、協議会の会長の了承を得て、協議会の支援業務責任者や窓口専門家の他、中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家等から構成される個別支援チームを、協議会の全体会議の下部組織として編成し、再生計画の策定を支援する、とされている。
- ③ 策定手順においては、個別支援チームの専門家の選定にあたっては、債務者及び金融機関等の債権者との間に利害関係を有しないなど中立性に配慮するとされている。そのため、主要債権者、スポンサー企業等は個別支援チームの構成員とすることはできない。
- ④ 策定手順については、実務を通じて把握した対象事業者等の実情のほか、法的手続や他の私的整理手続における資産評価基準との整合性等の反映を踏まえ、平成24年3月に 1) 支援方法への債務の株式化（DES）による債務消滅の追加 2) 債務超過解消年数の3年から5年への変更、などの変更がなされた。
- ⑤ 策定手順に従って策定された再生計画により債権者が債権放棄等（債権放棄、無償又は低利による貸付け等をいう。）を行う場合には、原則として、法人税上の取扱では、「合理的な再建計画に基づく債権放棄等」に該当するので、その債権放棄等による損失を損金算入することができる。

問題20)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 法人の有する金銭債権について、1) 更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定があった場合 2) 特別清算に係る協定の認可の決定があった場合 等により切り捨てられることとなった部分の金額は、それらの事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。
- ② 法人の有する金銭債権について、1) 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で一定の要件により切り捨てられることとなった場合 2) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除 等により切り捨てられることとなった部分の金額は、それらの事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。
- ③ 法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができる。
- ④ この場合において、当該金銭債権について担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損金経理をすることはできないが、保証債務を有する場合は現実にこれを履行した後でなくとも貸倒れの対象にすることができる。
- ⑤ 債務者について、当該債務者との取引を停止した時以後1年以上経過した場合など、一定の要件を満たす事実が発生した場合には、その債務者に対して有する売掛債権（貸付金その他これに準ずる債権を含まない）について法人が当該売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理をしたときは、これを認めるとされている。